

くろまぐろ型TACに関する静岡県計画(試行)  
(第3管理期間)

平成 29 年6月 30 日 公表  
平成 29 年8月 30 日 改正

**第 1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針**

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、定置網漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業、まき網漁業等により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産技術研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

**第 2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について静岡県に定められた数量に関する事項**

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	19.36 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下、「基本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。この

ため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのであわせて、本県の定める数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において、3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

### 第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	4.84 トン
本県の漁船漁業等の数量	14.52 トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都市道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

### 第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

#### 1. 一本釣り漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業等（2.～4.の漁業以外の漁業）

第3に示した本県の漁船漁業等の数量について、期間別の割当数量を次表のとおり定め、漁獲状況に応じて、次の（1）～（6）の各取組内容を実施する。

期 間	漁船漁業等の数量 (平成29年7月からの累計)
平成29年10月末まで	3.72 トン

平成 30 年 2 月末まで	13.52 トン
平成 30 年 6 月末まで	14.52 トン

※ 上表のトン数は、2.、3. の漁業との合計数量である。

**(1) 通常時**

- ・ 1.5 キログラム未満の個体の放流に努める。

**(2) 第 3 の漁船漁業等の数量の 7 割到達時**

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。
- ・ 1.5 キログラム未満の個体の放流に取り組む。

**(3) 第 3 の漁船漁業等の数量の 8 割到達時**

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・ 30 キログラム未満の個体の放流に取り組む。

**(4) 第 3 の漁船漁業等の数量の 9 割到達時**

- ・ 目的操業の自粛に取り組む。

**(5)** (1) ～ (4) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

**(6)** 期間別の割当数量の通常時、7 割到達時、8 割到達時、9 割到達時の取組は (1) ～ (5) と同様とする。

**2. 一本釣り漁業、曳き縄漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするもの）**

第 3 に示した本県の漁船漁業等の数量について、期間別の割当数量を 1. の表のとおり定め、漁獲状況に応じて、次の (1) ～ (6) の各取組内容を実施する。

**(1) 通常時**

- ・ 種苗にならない個体の放流に努める。

**(2) 第 3 の漁船漁業等の数量の 7 割到達時**

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。
- ・ 種苗にならない個体の放流に取り組む。

**(3) 第 3 の漁船漁業等の数量の 8 割到達時**

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・ 種苗にならない個体の放流に取り組む。

**(4) 第 3 の漁船漁業等の数量の 9 割到達時**

- ・ 目的操業の自粛に取り組む。

**(5)** (1) ～ (4) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

**(6)** 期間別の割当数量の通常時、7 割到達時、8 割到達時、9 割到達時の取組は (1) ～ (5) と同様とする。

**3. まき網漁業**

第 3 に示した本県の漁船漁業等の数量について、期間別の割当数量を 1.

の表のとおり定め、漁獲状況に応じて、次の（１）～（４）の各取組内容を実施する。

**（１）通常時**

- ・かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを対象とした操業の自粛に取り組む。
- ・ある船が１日に 500 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業の自粛に取り組む。

**（２）第 3 の漁船漁業等の数量の 7 割到達時**

- ・かつお、まぐろの操業が認められた期間であっても、くろまぐろを対象とした操業の自粛に取り組む。
- ・ある船が１日に 200 キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業の自粛に取り組む。
- ・操業時間変更又は操業回数抑制の実施に取り組む。

**（３）**（１）、（２）の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

**（４）** 期間別の割当数量の通常時、7 割到達時の取組は（１）～（３）と同様とする。

**4. 定置網漁業**

第 3 に示した本県の定置網漁業の数量について、時期毎の漁獲の特徴について、次表のとおり定め、漁獲の特徴に応じて、次の（１）～（３）の各取組内容から少なくとも 1 つ以上の取り組み（ただし、放流のみの選択はできないものとする。）を選択するものとする。ただし、網上げなどの休漁相当の取り組み実施後に、クロマグロの漁獲が全く見込まれない状況が生じた場合には県の判断により休漁相当の取り組みの一時見合わせなどの対応ができることとする。

時 期	年 月
主漁期（クロマグロの割合が高い時期）	平成 29 年 9、11 月、平成 30 年 6 月
主漁期以外	平成 29 年 7、8、10、12 月、平成 30 年 1～5 月
9 割到達時	主漁期、主漁期以外にかかわらず、9 割到達時

**（１）主漁期（クロマグロの割合が高い時期であって、（３）の時期を除く。）**

- ・ 30 キログラム未満で生きている個体全ての放流に取り組む。
- ・ 連続又は定期的に、①箱網または魚捕り部の開放、垣網または落とし網の撤去、仕切り網の設置、昇り網や端口または樋先の封鎖など漁獲する機能を失う措置、②網起こしの休止（網を入れたまま網起こしをしないこと。以下同じ。）、③クロマグロ大量入網時の網起こし回数（／月）の

削減に取り組む。

**(2) 主漁期以外 ((3) の時期を除く。)**

- ・ 30 キログラム未満で生きている個体の放流に努め、特に 1.5 キログラム未満の小型魚の生きている個体全ての放流に取り組む。
- ・ 連続又は定期的に、①網起こしの休止、②クロマグロ大量入網時の網起こし回数(／月)の削減、③1日当たりの網起こし回数の削減に取り組む。

**(3) 9割到達時**

- ・ 30 キログラム未満で生きている個体全ての放流に取り組む。
- ・ ①箱網または魚捕り部の開放、垣網または落とし網の撤去、仕切り網の設置、昇り網や端口または樋先封鎖など漁獲する機能を失う措置、②網起こしの休止措置に取り組む。

**(4) (1)～(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。**

5. 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるとして別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

6. 知事は、第2及び第3に示した知事管理数量又は第4の1.～3.の期間別の割当数量の消化状況に応じて、6割で注意喚起、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際(定置網漁業を除く。)は操業自粛要請をするとともに、定置網の共同管理に参加している定置網漁業は、第3の本県の定置網漁業の数量に達した際は操業自粛を要請する。

また、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

7. 水産庁は定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

8. 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

## 第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1. 第2及び第3に示した知事管理数量、第4の1.～3.の期間別の割当数量又は定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 定置網漁業については、時期による漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。

① 主漁期（クロマグロの割合が高い時期）及び9割到達時：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

② 主漁期以外：月3回（1～10日、11日～20日、21日～末日）

(2) 定置網漁業以外の漁業については、第2及び第3、第4の1.～3.の期間別の割当数量に示した数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

① 5割を超えた場合：月3回（1～10日、11日～20日、21日～末日）

② 7割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

③ 8割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日当日

(3) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

2. 本県の第2管理期間における漁獲量は31.89トンとなり、知事管理枠である24.20トンを7.69トン超過した。このため、水産庁が提示した超過量の処理方針（第3管理期間は、先ずは知事管理枠の2割を差し引き）に基づき、第3管理期間における本県の30キログラム未満の小型魚の数量は19.36トン（24.20トン－4.84トン）となる。

従って、第3管理期間は19.36トンまで小型魚の採捕が可能であるが、当初枠から第2管理期間の超過分全てを差し引いた量（16.51トン（24.20トン－7.69トン））を超えて採捕した場合には、超えた数量が第4管理期間から差し引かれることになる。